

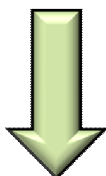
〔資料編〕

とちぎ行革プラン策定経過

1 策定の経過

策定方針

目的、推進期間など策定に当たっての基本的方針



県議会県政経営委員会
平成 22年 3月 12日

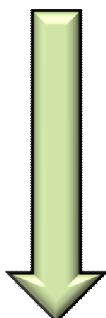
策定方針について報告

栃木県行政改革推進委員会 (平成 21年度第 2回)
平成 22年 3月 25日

策定方針について意見交換

基本的考え方 (概要)

目標、取組の方向など基本的考え方 (総論部分)



県議会県政経営委員会
平成 22年 6月 4日

基本的考え方 (概要) について報告

栃木県行政改革推進委員会 (平成 22年度第 1回)
平成 22年 7月 7日

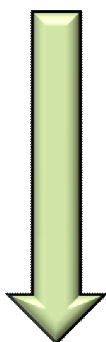
基本的考え方 (概要) について意見交換

県政世論調査
平成 22年 5月 17日 ~ 6月 8日

行財政改革に対する県民の意識・要望等を調査

各論検討項目

具体的な取組内容 (各論) として検討する項目



県議会県政経営委員会
平成 22年 10月 7日

各論検討項目について報告

県議会行政機構調査検討会
平成 22年 10月 12日

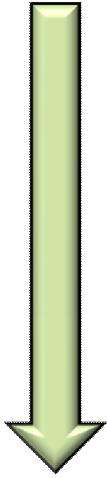
各論検討項目について報告

栃木県行政改革推進委員会 (平成 22年度第 2回)
平成 22年 10月 21日

各論検討項目について意見交換

とちぎ行革プラン(素案)

基本的考え方(総論)と具体的取組(各論)を取りまとめた素案



県議会県政経営委員会

平成22年11月8日

素案について報告

県議会行政機構調査検討会

平成22年11月10日

検討会報告書について、議長から知事へ申し入れ

栃木県行政改革推進委員会(意見照会)

平成22年11月11日

素案について意見照会(書面)

パブリックコメント実施

平成22年11月12日

素案について意見聴取

(平成22年11月12日~12月13日)

とちぎ行革プラン(案)

最終案



栃木県行政改革推進委員会(平成22年度第3回)

平成23年2月4日

最終案について意見交換

とちぎ行革プラン

栃木県行政改革推進本部決定(平成23年2月15日)

2 意見の反映等

(1) 県議会県政経営委員会への報告

策定の各段階で、県議会県政経営委員会に報告を行った。

報告経過

- ・平成22年3月12日
策定方針について報告
- ・平成22年6月4日
基本的考え方（総論部分）概要について報告
- ・平成22年10月7日
各論検討項目について報告
- ・平成22年11月8日
素案について報告

(2) 県議会行政機構調査検討会報告書

今後の組織・機構の見直しに当たり県議会に設置された「行政機構調査検討会」の報告書について、議長から知事に申し入れがなされた。（平成22年11月10日）

(3) 栃木県行政改革推進委員会

県内の学識経験者等で構成する栃木県行政改革推進委員会を開催し、助言をいただいた。

開催経過

- ・平成21年度第2回委員会 平成22年3月25日
策定方針についての意見交換
- ・平成22年度第1回委員会 平成22年7月7日
基本的考え方（総論部分）概要についての意見交換
- ・平成22年度第2回委員会 平成22年10月21日
各論検討項目についての意見交換
- ・平成22年度第3回委員会 平成23年2月4日
最終案についての意見交換

(4) パブリックコメント

素案に対する意見募集（パブリックコメント）を実施した。

- ・実施期間 平成22年11月12日～12月13日
- ・提出意見数 5人から26件の意見

(5) 県政世論調査

行財政改革に対する県民の意識・要望などを的確に把握するため、毎年実施している県政世論調査において、「行財政改革について」と題し、以下の4項目について調査を実施

- (1) 行財政改革の進め方
- (2) 行政と民間との役割分担についての考え方
- (3) 評価する行財政改革の取組
- (4) 今後力を入れるべき行財政改革の取組

栃 木 県 行 政 改 革 推 進 要 綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、本県における行政改革を推進するために必要な事項を定めるものとする。

(行政改革大綱)

第2条 本県が取り組むべき行政改革の基本方針を定め、改革の具体的取組内容を明らかにするため、行政改革大綱(以下「大綱」という。)を策定するものとする。

2 大綱に掲げた取組について、適切な推進管理を行うとともに、推進状況について、県民に公表するものとする。

(行政改革推進本部)

第3条 大綱を策定し、これを推進するため、栃木県行政改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。

2 本部長には知事、副本部長には副知事、本部員には栃木県庁議規程(昭和45年4月1日制定)に基づく庁議を構成する者をもって充てる。

3 本部長は、大綱を推進する上で特別な事項について調査、検討等を行う必要がある場合に、検討会を置くことができる。

(行政改革推進連絡会議)

第4条 大綱の策定及び行政改革の推進に必要な庁内の連絡及び調整を行うため、栃木県行政改革推進連絡会議(以下「連絡会議」という。)を置く。

2 連絡会議の座長には行政改革推進室長、構成員には別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 座長は、連絡会議を総括し、必要に応じ会議を招集し、これを主宰する。

(行政改革推進委員会)

第5条 大綱の策定及び推進に当たっての助言を求めするため、栃木県行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、学識経験者等のうちから知事が委嘱する委員15人程度をもって構成する。

3 委員の任期は知事が別に定める。

4 委員会に会長及び会長代理を置き、会長は委員の互選により選出し、会長代理は会長が委員のうちから指名する。

5 会長は、会務を総理する。

6 委員会は、必要に応じ、知事が招集する。

(専門部会)

第6条 委員会に、専門的な検討等を行う必要がある場合に、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長は、部会を招集し、会務を掌理する。
- 5 部会長は、必要に応じ、委員以外の学識経験者又は関係者等の出席を求めることができる。

(事務局等)

第7条 この要綱に基づく事務は、経営管理部行政改革推進室が処理する。

- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

別表 1 (第 4 条 関 係)

総合政策課政策調整監 財政課総務主幹 人事課主幹
県民文化課総務主幹 環境森林政策課総務主幹 保健福祉課総務主幹
産業政策課総務主幹 農政課総務主幹 監理課総務主幹
会計局管理課長補佐(総括) 企業局経営企画課総務主幹
教育委員会事務局総務課総務主幹 警察本部警務部警務課次長
議会事務局総務課長補佐(総括)
人事委員会事務局総務課長補佐(総括)
監査委員事務局監査課長補佐(総括)
労働委員会事務局審査調整課長補佐(総括)

栃木県行政改革推進管理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栃木県行政改革推進要綱(平成6年12月22日制定。以下「要綱」という。)に基づき、行政改革の推進管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(推進管理の方法)

第2条 各部長は、要綱第2条第1項に規定する行政改革大綱に掲げられた推進項目のうち所管するものについて、行政改革推進管理表(別記様式)を策定して進行管理を行うものとする。

2 経営管理部長は、行政改革大綱全般について総合的な推進管理を行うものとする。

(推進状況等の報告)

第3条 各部長は、当該年度の実績及び次年度の計画等について、その翌年度の4月20日までに行政改革推進管理表により経営管理部長に報告するものとする。

(推進状況等の公表)

第4条 経営管理部長は、行政改革の推進状況等について、必要に応じて、行政改革推進本部及び行政改革推進委員会に報告するとともに、広く県民に公表するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成10年2月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年1月8日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年1月19日から適用する。

これまでの行政改革大綱に基づく取組の概要

<p><平成 6～ 9年度></p> <p>栃木県 行政改革大綱</p>	<p><平成 10～ 12年度></p> <p>栃木県 行政改革大綱 (第 2期)</p>	<p><平成 13～ 17年度></p> <p>栃木県 新行政改革大綱</p>	<p><平成 18～ 22年度></p> <p>栃木県 行財政改革大綱</p>
<p>事務事業の見直し</p>			
<p>事務事業の休廃止等 587件</p> <p>補助金の休廃止等 284件</p>	<p>事務事業の休廃止等 237件</p> <p>補助金の休廃止等 248件</p> <p>投資的経費抑制</p>	<p>事務事業の休廃止等 387件</p> <p>補助金の休廃止等 251件</p> <p>公共事業のコスト縮減</p>	<p>事務事業の見直し 1,622件</p> <p>補助金の休廃止等 241件</p> <p>県債発行額抑制 投資的経費 5%/年以上削減</p> <p>公共事業のコスト縮減 15%のコスト縮減 (H22年度目標)</p>
<p>組織の見直し</p>			
<p>保健所と福祉事務所の統合による健康福祉センターの設置 8事務所 1支所</p>	<p>農務部関係の組織改編 本庁 3課・室 出先 28事務所</p>	<p>競馬事業の廃止 競馬事務所の廃止 大阪事務所の廃止</p>	<p>環境部門と林務部門の統合・再編 市町村合併の進展に伴う出先機関の見直し 県税事務所・農業振興事務所・土木事務所・教育事務所の一部を統合 青少年教育施設の廃止 青年の家： 2 少年自然の家： 3</p>
<p>人事管理の見直し</p>			
<p>定員管理の適正化 一般行政部門： 101人 (H6.4.1～ H10.4.1の削減人数)</p>	<p>定員管理の適正化 一般行政部門： 174人 (H10.4.1～ H13.4.1の削減人数)</p>	<p>定員管理の適正化 一般行政部門： 252人 (H13.4.1～ H18.4.1の削減人数)</p>	<p>定員管理の適正化 一般行政部門： 418人 (H18.4.1～ H22.4.1の削減人数)</p>
<p>事務の効率化</p>			
<p>出先機関への権限移譲</p>	<p>市町村への権限移譲 77法令 715項目 (H12.4.現在)</p> <p>公共事業評価の導入</p>	<p>市町村への権限移譲 87法令 1,185項目 (H17.4.現在)</p> <p>出先機関への権限移譲 40法令 183項目</p> <p>行政評価手法の導入・活用</p>	<p>市町村への権限移譲 126法令 2,146項目 (H22.4.現在)</p> <p>新たな政策評価の実施</p>
<p>その他の取組</p>			
<p>外郭団体等の見直し</p>	<p>情報公開条例施行 旅券センターでの 旅券日曜日交付開始 外郭団体等の見直し</p>	<p>パブリックコメント 制度の導入・活用 46件 (13～ 16年度)</p> <p>NPOセンターの設置、運営 外郭団体等の見直し</p>	<p>指定管理者制度導入 県出資法人等の見直し</p>

行政改革大綱に基づく取組状況

平成 6 年度～平成 9 年度

栃木県行政改革大綱（平成 7 年 10 月策定）

〔改革の視点〕

事務事業の見直し
行政組織の見直し
人事管理の見直し
事務処理の効率化

【主な実績】

(1) 「事務事業の見直し」に関する事項

事務事業の整理合理化(6 ～ 9 年度)

- ・ 1 係 1 改善など職員提案等による全庁的な事務事業の見直しを実施

補助金等の整理合理化(6 ～ 9 年度)

事務事業の休廃止等：587 件 / 補助金の休廃止等：284 件 115.5 億円

(2) 「行政組織の見直し」に関する事項

本庁・出先機関の組織・機構の見直し

- ・ 県民生活部福祉部門と衛生環境部保健医療部門を統合し、「保健福祉部」を設置するとともに、福祉事務所 8 所と保健所 10 所 1 支所を健康福祉センター 10 所（広域 5 所、地域 5 所）に再編（8 ～ 9 年度）
- ・ 新たな県民生活行政と総合的な環境行政を推進するため、「生活環境部」を設置（8 年度）
- ・ 財務会計システムの導入に伴い出納局の体制を整備し、出納事務所 9 所を廃止（7 年度）

(3) 「人事管理の見直し」に関する事項

定員管理と給与の適正化の推進(6 ～ 9 年度)

- ・ 職員定数を据え置きながらスクラップ・アンド・ビルドを基本とした人員の適正配置を実施

推進期間中における増減(H6.4.1 H10.4.1)

一般行政： 101 人 / 教育： 543 人 / 警察： +117 人 / 公営企業： +2 人
公営企業は、病院・企業庁・下水道・公営競技などに従事する職員

職員の能力開発等の推進

- ・ 種・種試験を統合した新たな職員採用試験制度を実施(9 年度)

(4) 「事務処理の効率化」に関する事項

行政の情報化の推進(6 ～ 9 年度)

- ・ 情報通信技術を活用した事務処理の効率化や高度化を実施

出先機関に対する権限移譲等の推進(6 ～ 9 年度)

- ・ 県民に身近なサービスの出先機関への権限移譲を実施

〔改革の視点〕

- 事務事業の見直し
- 行政組織と人事管理の見直し
- 分権の推進と県民に開かれた県政
- 事務処理の効率化と県民サービスの向上

【主な実績】

(1) 「事務事業の見直し」に関する事項

施策・事務事業の整理合理化(10～12年度)

- ・全庁的な事務事業の見直し、補助金の休廃止等を実施

事務事業の休廃止等：237件 90.1億円 / 補助金の休廃止等：248件 68.3億円

健全な財政運営の確保(10～12年度)

- ・投資的経費の抑制と併せ、一般財源キャップ[°]制等により経費を縮減

(2) 「行政組織と人事管理の見直し」に関する事項

組織機構の見直し

- ・農務部の本庁及び出先機関の全般にわたる組織改編を実施(12年度)

8課44出先機関 7課1室17出先機関

- ・担当グループ制の導入・拡大(11・12年度)

知事部局本庁 239係43担当(10年度) 200担当(12年度)

外郭団体等の見直し(10～12年度)

- ・見直し方針に基づき、統合再編(30 24団体)、効率化等を促進

定員管理と給与の適正化の推進(10～12年度)

- ・定員適正化計画(H10.4 H13.4:一般部門約 3%,約 170人)を策定

推進期間中における増減(H10.4.1 H13.4.1)

一般行政：174人 / 教育：577人 / 警察：6人 / 公営企業：+122人

- ・特殊勤務手当及び給料の調整額全般にわたる見直しを実施(12年度)

(3) 「分権の推進と県民に開かれた県政」に関する事項

県民参加による県政

- ・審議会等の会議の原則公開を実施(10年度)

- ・審議会等委員の一般公募制を導入(11年度)

- ・栃木県情報公開条例を施行(12年度)

市町村との連携の強化と支援の充実

- ・県・市町村権限移譲等検討会議を設置し、計画的・段階的に本県独自の市町村への権限移譲を推進 19法令127項目(11・12年度新規移譲事務)

(4) 「事務処理の効率化と県民サービスの向上」に関する事項

情報化と事務処理の効率化の推進(10～12年度)

- ・マロニエ21ネット(庁内グループウェア)を活用した事務処理の効率化を推進

出先機関への権限移譲と県民サービスの向上

- ・旅券センターでの旅券日曜日交付を開始(12年度)

平成13年度～平成17年度

栃木県新行政改革大綱（平成13年3月策定・平成14年3月改訂）

〔改革の目標〕

地方分権型社会にふさわしい行政システムの構築を目指して

〔改革の視点〕

- 変革の時代への的確な対応
- 県民に開かれた県政の推進
- 県民満足度の向上
- 成果の重視
- 簡素・効率化
- 規制改革の推進
- 健全な財政運営の確保

【主な実績】

(1) 効果的、効率的な業務の推進

行政評価手法の導入・活用（13～17年度）

- ・とちぎ政策マネジメントシステムの導入と有効活用
- ・公共事業等の事前・再評価システムの導入・活用

事務事業の見直し

- ・全庁的な事務事業の見直し実施（13～17年度）

事務事業の休廃止等：387件 139億円（13～17年度）

- ・競馬事業について、場外馬券発売を除き16年度末で廃止

民間委託等の推進（13～17年度）

- ・業務外部委託基本指針に基づく外部委託等の推進

公共施設の管理運営の見直し（13～17年度）

- ・県有施設現状評価システムの活用による公共施設の効率的な管理運営の実施（15年度～）
- ・指定管理者制度を導入する施設について、18年4月導入に向けて各設置及び管理に関する条例の改正など所要の手続きを実施 41施設

(2) 分権時代に対応した行政組織の整備、人員管理の適正化と職員の意識改革

県政の政策課題に対応した行政組織の整備（13～17年度）

- ・環境行政部門の充実、産業振興のための商工行政部門の見直しなど行政組織の整備 など適正な定員管理

- ・新定員管理計画（H13～22年度 260人）に基づく適正な職員配置

推進期間中における増減（H13.4.1～H18.4.1）

一般行政：252人 / 教育：410人 / 警察：+402人 / 公営企業：+37人

職員の意識改革・能力向上の推進（13～17年度）

- ・ひとり一改善の実施など職員の意識改革の推進
- ・民間企業、市町村、国などへの交流派遣、派遣研修の実施

外郭団体の見直し（13～17年度）

- ・外郭団体指導指針に基づく外郭団体の見直し

(3) 市町村重視の県政の推進

市町村への権限移譲（13～17年度）

- ・市町村への積極的な権限移譲 87法令1,185項目（17年4月1日現在）

市町村合併や広域行政の支援（13～17年度）

- ・市町村合併支援プランによる市町村合併の支援
- (4) 県民に分かりやすく開かれた県政の推進
 - 情報公開の総合的な推進と説明責任の徹底（13～17年度）
 - ・政策マネジメント等政策形成過程情報の提供も含めた情報公開の徹底
 - ・公募による県民と知事との対話集会等広聴広報制度の充実強化
 - 県民参加による自主性の高い県政の推進
 - ・パブリック・コメント制度の導入・活用 46件（13～16年度）
 - ・公募制の有効活用など審議会等の活性化（13年度～）
 - 規制改革の推進（13～17年度）
 - ・規制改革推進指針に基づく規制改革の推進
 - ・申請・届出手続の簡略化 約400事務（14～16年度）
- (5) 県民サービスの向上と電子県庁の推進、民間活動との協働
 - 県民サービスの向上（13～17年度）
 - ・県民に利用しやすい開館日、開館時間の設定など県民利用施設等のサービス向上
 - ・出先機関への権限移譲 40法令 183項目移譲（13～16年度）
 - 電子県庁の推進（13～17年度）
 - ・公共事業の電子入札システムの運用開始 53件（16年度）
 - ・電子申請受付システムの実施 49手続（16年度）
 - NPO等民間活動との協働関係の構築（13～17年度）
 - ・NPO等民間活動との協働のための環境整備
 - 栃木県社会貢献活動促進に関する条例の制定（14年度）
 - NPO法人向け融資制度の創設（16年度）
 - ・とちぎボランティアNPOセンターの設置、運営（15年度～）
- (6) 財政運営の健全化
 - 中期的視点に立った財政運営（13～17年度）
 - ・プライマリーバランスの均衡
 - 平成15、16年度決算でプライマリーバランスが均衡
 - ・財政の現状等について積極的に公表
 - 財政構造改善のための取組の推進（13～17年度）
 - ・当初予算の県債依存度が前年度を上回らないことを目標とした財政運営（15年度を除き達成）
 - 歳出抑制のための取組の推進
 - ・一般行政経費の削減 約480.1億円（13～17年度）
 - ・公共事業のコスト削減 約372億円（13～17年度）
 - ・補助金の休廃止 251件 約78.2億円（13～17年度）

〔改革の目標〕

- 県民中心の開かれた行政の推進
- 協働の推進と県の役割の重点化
- 簡素で効率的な執行体制の確立
- 持続可能な財政基盤の確立

【主な実績】

(1) 県民中心の開かれた行政の推進

適切な政策評価と説明責任の徹底

- ・新たなとちぎ政策マネジメントシステムの導入と有効活用(18～22年度)
- ・公共事業事前評価システム・再評価システムの対象事業の拡充(18・19年度)、事後評価システムの導入(20年度)、各評価システムの統合(21年度)
- ・新本庁舎2階に整備された「県民プラザ」で行政資料の閲覧等を開始(19年度～)

県民参加と透明性の向上

- ・パブリック・コメント制度の活用 59件(18～21年度)
- ・審議会等の公募委員の拡充 99名(18～21年度)
- ・公共事業における「総合評価落札方式」の対象案件を拡充(18年度～)

電子県庁の推進

- ・セキュリティ監査を実施(18年度～)
- ・公共事業における電子入札の対象を、随意契約を除く全ての入札に拡大(19年度)

規制改革の推進

- ・栃木県規制改革推進指針を改定(18年度)
- ・規制に関する提案窓口を設置(18年度)

県民サービスの向上

- ・全庁を挙げて県民サービス向上運動を実施(18年度～)
- ・自動車税のコンビニエンスストアでの納税を開始(19年度～)

(2) 協働の推進と県の役割の重点化

市町村への権限移譲と連携強化

- ・市町村への積極的な権限移譲 126法令2,146項目(22年4月1日現在)
- ・県と市町村が協働で税の徴収を行う「地方税徴収特別対策室」を設置(19年度)

多様な民間活力の活用

- ・栃木県民間活力活用指針を策定(19年度)
- ・がんセンターで民間活力を利用した省エネルギーの取組(ESCO事業)を実施(18年度～)

事務事業の見直し

- ・全庁的な事務事業、補助金の見直し実施
22年度にとちぎ未来開拓プログラムに基づく見直しを実施

事務事業の見直し：1,622件 211.9億円 / 補助金の休廃止等：241件 55.9億円

県有施設の管理運営の見直し

- ・公の施設の指定管理者制度に関する運用指針を策定(19年度)
- ・指定管理者制度の導入 44施設(22年4月1日現在)

県出資法人等の見直し

- ・特定指導法人の見直し基本方針を策定(19年度)
- ・特定指導法人の見直し基本方針を改定(22年度)

(3) 簡素で効率的な執行体制の確立

本庁組織や出先機関の再編

- ・総合政策部・県民生活部・環境森林部を設置(19年度)、財産活用推進室・いちご研究所を設置(20年度)、消費者行政推進室(消費生活センター)を設置(22年度)
- ・健康福祉センター環境部と林務事務所を統合し、環境森林事務所を設置(20年度)、県税事務所・農業振興事務所・土木事務所・教育事務所の一部を統合(22年度)

適正な定員管理

- ・定員管理計画に基づく適正な職員配置

推進期間中における増減(H18.4.1 H22.4.1)

一般行政： 418人 / 教育： 619人 / 警察： +122人 / 公営企業： +26人

人材育成・能力向上の推進

- ・人事評価システムの試行(18年度～)

給与制度や福利厚生の見直し

- ・特殊勤務手当及び給料の調整額について総合的な点検を行い、見直しを実施(19・20年度)
- ・職員互助会等に対する県費負担を廃止(21年度～)

事務処理の効率化、事務の改善

- ・職員提案制度である「ひとり一改善」を実施(18年度～)
- ・内部管理事務の効率化を図るため、総務事務効率化基本方針を策定(21年度)
- ・ペーパーレス化の推進：

コピー用紙・印刷機用紙の総使用枚数 59,443千枚(20年度 15年度基準から 16.9%)

(4) 持続可能な財政基盤の確立

自律的な財政運営に向けた取組の推進

- ・とちぎ未来開拓プログラムを策定(21年度)

歳出抑制のための取組の推進

- ・県単補助金を縮減、合理化(19年度：326件 22年度：298件)

安定した税収入等の確保

- ・県税事務所職員の併任による市町村と連携した滞納額の縮減取組を実施(20年度～)
- ・広告による収入確保 27,708千円(18～21年度)
- ・ネーミングライツ収入 100,000千円(20～24年度)
- ・未利用財産の売却 1,678百万円(18～21年度)

公営企業のあり方の見直し

- ・企業局経営評価委員会による業績評価を実施・公表(19年度～)
- ・県立3病院について、21年度から3カ年の「改革プラン」を策定(20年度)し、経営全般にわたる経営改善を実施(21年度～)

栃木県経営管理部行政改革推進室

〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田1-1-20

TEL 028(623)2225

FAX 028(623)2228

E-mail gyokaku@pref.tochigi.lg.jp

『とちぎ行革プラン』は、
栃木県ホームページでも御覧になれます。

URL:<http://www.pref.tochigi.lg.jp/b03/pref/gyoukaku/tochigigyokaku/01.html>

とちぎの行革

検索

